

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 6 条の規定に基づき、緑風園改築及び運営事業を特定事業として選定したので、法第 8 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成 15 年 3 月 31 日

新潟県知事 平山 征夫

## 特定事業「緑風園改築及び運営事業」の選定について

### 1 事業概要

#### (1) 事業の目的

緑風園は、昭和 36 年 5 月に新潟県内で最初の知的障害者更生施設として開設され、この間多くの知的障害者の更生、指導及び社会復帰に貢献するとともに、在宅の障害者の地域における生活を支援するため、地域療育等支援事業にも取り組んできたところであるが、開設後 40 年以上を経て、施設の老朽化も進んでいることから、改築整備を行うこととする。

緑風園の改築整備に当たっては、施設の運営・機能の充実を図るとともに、民間の施設経営や処遇ノウハウを活用することにより、入所者の生活の質(QOL)の向上や利用者に対するサービスの向上を図る。

#### (2) 施設整備概要

- ア 施設の種類 知的障害者更生施設(入所定員 70 名、短期入所専用居室 3 名)
- イ 計画地 新潟県新発田市五十公野 4685 - 35
- ウ 施設規模 延床面積 約 3,000 m<sup>2</sup>(緑風園本体、体育館、車庫を含む)

#### (3) 事業内容

選定事業者が知的障害者更生施設を設計・建設、所有し、施設の運営業務及び維持管理業務を遂行することを事業の内容とする。

また、事業期間は契約締結日の翌日を始期とし、平成 28 年 3 月までの期間とする。対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 知的障害者更生施設整備業務
- イ 知的障害者更生施設運営・維持管理業務
- ウ 施設の運営引継業務
- エ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）業務（事業者の提案により実施することが可能）

#### （４）事業方式

選定事業者は知的障害者更生施設を設計・建設し、事業期間中施設を所有し、運営業務及び維持管理業務を遂行する。事業期間終了後、選定事業者は引き続き建物を所有し、施設の運営・維持管理を継続することを原則とする。

土地については、事業期間中、県が選定事業者に無償で貸与する予定である（現在、建設予定地の底地は新発田市が所有しているが、新発田市との交換により、県有地とする予定）。

#### （５）選定事業者の収入

##### ア 施設整備費

建物、設備等の整備費用等から、施設整備等国県補助金を除いた額とする。

（運営・維持管理期間中、割賦方式により県が支払うこととする。）

##### イ 運営・維持管理費

知的障害者入所更生支援費及び利用者負担額とする（独立採算）。

## 2 県が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

### （１）コスト算出による定量的評価

#### ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の県の財政負担額との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	県が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象経費 の主な内訳	収入 施設整備及び設備整備に係る国庫補助金 支援費（ショートステイ分含む）  支出 開業費（事前調査費、開設関連経費） 施設整備費（設計費、建設費） 県債支払利息 地域療育等支援事業費 運営関係費	収入 施設整備及び設備整備に係る国庫補助金 支援費（ショートステイ分含む）  支出 開業費（事前調査費、開設関連経費） 施設整備費（設計費、建設費） 市中銀行借入利息 地域療育等支援事業費 運営関係費
共通条件	調査・設計・建設期間 約 20 か月 運営・維持管理期間 10 年間 施設規模 延床面積 約 3,000 m <sup>2</sup> （緑風園本体、体育館、車庫を含む）  インフレ率 <sup>(注1)</sup> 0.5% 割引率 <sup>(注2)</sup> 2.8%（インフレ率 0.5%込み）	
施設整備に関する費用	新潟県における類似公共施設の実績及び近年の物価水準等に基づき算定	民間事業者の実態、統計データ及び関係事業者の参考見積りを基本に、民間事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト縮減を想定
人件費及び運営費	現緑風園の実績等に基づき算定	○ 民間法人立施設を参考資料として算定
資金調達に関する事項	国庫補助金 <sup>(注3)</sup> 一般財源 起債 ・利率：2001 年度下半期、2002 年度上半期の利率平均	国・県補助金 <sup>(注3)</sup> 市中銀行借入 ・金利水準：貸付金利は、10 年物 SWAP レート 2001 年度下半期、2002 年度上半期の平均

(注1) 消費者物価指数上昇率（対前年度）の過去 10 年平均を採用

(注2) 国債金利（10 年物）の過去 10 年平均を採用

(注3) 社会福祉施設に対する既存の補助制度（社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助））の活用を想定

## イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約 34% 削減されるものと見込まれる。

## ( 2 ) リスク調整 ( 民間事業者に移転されるリスク )

本事業においては、従来県が負担していた建設に関わるリスク、運営・維持管理に関わるリスク等の一部が選定事業者に移転される。これらのリスクについて、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の積算には考慮に入れないこととしたが、相応の効果が見込まれる。

## ( 3 ) PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、県の財政の効率的使用 ( VFM ) の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

### ア 機能的な施設整備

PFI 方式による施設整備は、設計、建設、運営・維持管理までを一括して社会福祉法人に任せることになるため、単体で発注する場合に比べて、社会福祉法人の有するノウハウや創意工夫が盛り込まれることにより、より機能的な施設をより効率的に整備することが期待できる。また、同じく、施設の効率的・機動的な運営・維持管理が期待できる。

### イ 利用者へのサービスの向上

PFI 方式で行う場合、社会福祉法人による弾力的な施設運営が可能となり、施設利用者ニーズに柔軟に対応したサービス提供が期待できる。

### ウ 財政支出の平準化

PFI 方式で実施する場合、県は選定事業者に対し、建設等の費用を運営・維持管理期間を通じて毎年一定額を支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

## ( 4 ) 総合的評価

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 34% の県の財政負担額の削減率が見込まれる。また、定量化できないリスク調整分の効果及び定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法第 6 条に基づく特定事業として選定する。